

障害のある児童が通う地域の学校への支援事業 実施要綱

1 目的

世界保健機構(WHO)は、リハビリテーションは能力低下の改善だけでなく、高齢者や障害者の社会統合を目指すものと定義している。

滋賀県立リハビリテーションセンターでは高齢者、障害児・者のインクルーシブをめざし「地域包括ケアシステム」「共生社会」の構築実現に向け、各関係機関と連携しながら事業をすすめているところである。

教育現場においても、障害のある児童生徒が十分な教育を受けられる環境作りが進められており、文部科学省は特別支援教育の充実を図るため、インクルーシブ教育システム推進事業で外部専門家との連携、活用を促進している。

本事業により地域の特別支援教育の担当教諭等と障害特性などに応じた教育場面での課題を共有し、学校生活の質の向上、医療機関との連携や他機関と協働促進、子どもたちの支援ネットワークの形成や参加の機会の向上を計ることを目的とする。

2 実施主体

滋賀県立リハビリテーションセンター

3 事業実施期間

令和7年6月～12 月末まで

4 事業対象

県内小中学校の特別支援学級の担当教諭および特別支援教育コーディネーター

5 実施内容

- ・理学療法士や作業療法士等が聞き取りや訪問等から学習環境や課題等に対し、具体的な改善方法等を相談の上、提案し関係機関との連携の援助や代替手段等も用いた学校生活を中心とした社会生活の拡大を援助する。
- ・提案内容を2ヶ月程度実践し、報告書を提出する。
- ・翌年度に協力・連携機関に結果を報告する。

6 協力・連携機関

滋賀県教育委員会特別支援教育課、市町教育委員会